

【サービスを利用する前に】

ケアプラン（介護サービスの利用計画）または介護予防ケアプランを作成する必要があります。

要介護
1～5

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援
1・2

介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

居宅（在宅サービス）

●在宅で受けられるサービス

要介護
1～5

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

訪問介護で利用できるサービスの内容は、下記のとおりです。

《身体介護中心》

- ・食事、入浴、排泄の介助
- ・衣服やシーツの交換
- ・通院の付添い など

《生活援助中心》

- ・住居の掃除、洗濯
- ・買い物
- ・食事の準備、調理 など

●自己負担（1割）の目安

身体介護中心（1時間程度）	1回 479円
生活援助中心（1時間程度）	1回 272円
通院等乗降介助	1回 119円

ご注意ください！！ 以下のサービスは介護保険の対象となりません。

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 預金の引き出し、預け入れ
- 留守番
- 来客の対応
- 家具の移動や修繕、模様替え
- 草むしり など

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

●自己負担（1割）の目安

1回あたり 40分	要介護 1～5 要支援 1・2	684円	+	リハビリテーションマネジメント加算 230円（月1回算定）
--------------	--------------------	------	---	----------------------------------

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問看護・介護予防訪問看護



看護師が自宅等を訪問して、健康状態の悪化防止や、回復に向けたお手伝いをします。

●自己負担（1割）の目安

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
通常	457円（437円）	657円（633円）	965円（932円）
夜間・早朝	556円（532円）	800円（771円）	1,175円（1,135円）
深夜	656円（627円）	943円（908円）	1,385円（1,337円）

（）内は介護予防訪問看護の金額

要介護
1～5

要支援
1・2

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●自己負担（1割）の目安
薬剤師が行う場合 583円（月4回まで）

要介護
1～5

要支援
2

認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

（食費、日常生活費、居住費は含まれていません）

※要支援1の方は利用できません。

●自己負担（1割）の目安

【1か月あたり】

要介護 1～5	22,830円～25,620円
要支援 2	22,710円

●施設に通って利用するサービス

要介護
1～5

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
 - 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼（そしゃく）・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

●自己負担（1割）の目安
（介護度・利用計画により異なります）
1回 1,608円～2,051円

要介護
1~5

要支援
1・2

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

●自己負担(1割)の目安【1日あたり】

要介護度	従来型個室	多床室
要介護1	586円	586円
要介護2	654円	654円
要介護3	724円	724円
要介護4	792円	792円
要介護5	859円	859円
要支援1	438円	438円
要支援2	545円	545円

居住費	
従来型個室	多床室
1,171円	855円
+	
食費	
1,392円	
送迎(土日祝日を除く)	
184円(片道)	

※所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります。詳しくは『自己負担割合と負担の軽減』をご覧ください。

●その他のサービス

要介護
1~5

要支援
1・2

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与



福祉用具貸与は次の13種類が貸し出しの対象となり、かかった費用の1割か2割または3割が自己負担です。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は●の用具のみ利用できます。◆は要介護2以上の方、★は、要介護4・5の方のみ利用できます。(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1~3の方も利用できます。)

- 手すり(工事をとまなわないもの)
- スロープ(工事をとまなわないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ◆車いす
- ◆車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- ◆特殊寝台
- ◆特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ◆床ずれ防止用具
- ◆体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ◆認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ◆移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段用リフトを含む)
- ★自動排せつ処理装置

要介護
1～5

要支援
1・2

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

次の5種類の福祉用具を指定の事業所から購入したときは、要介護区分に関係なく上限額は同一年度に10万円でその1割か2割または3割が自己負担です。

- 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
- 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用ベルト等）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

年間10万円が上限で、その1割から2割または3割が自己負担です。
（毎年4月1日から1年間）

要介護
1～5

要支援
1・2

住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給

生活環境を整えるための小規模なリフォーム（住宅改修）を行ったときは、その1割か2割または3割が自己負担です。要介護区分に関係なく20万円を限度に住宅改修費が支給されます。

1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか下川町の窓口にご相談しましょう。

◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
（付帯する工事として転落防止柵の設置）
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から様式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。



施設サービス

●介護保険施設に入所して受けるサービス

要介護
3~5

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活上の支援や介護が受けられます。

●自己負担（1割）の目安 【1か月のあたり】

要介護度	従来型個室	多床室
要介護3	20,910円	20,910円
要介護4	22,950円	22,950円
要介護5	24,960円	24,960円

居住費	
従来型個室	多床室
35,130円	25,650円
+	
食費	
41,760円	

新規に入居できるのは原則として、要介護3以上の方になりました。

現在、既に入所している方は、施設での生活が続けられます。また入所後に要介護度が改善しても引き続き施設で生活できます。やむを得ない事情がある場合、要介護1・2の方も入所可能です。

要介護
1~5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けて、家庭への復帰を目指します。（近隣では、名寄市、士別市などに施設があります。）

●自己負担（1割）の目安 【1か月のあたり】

要介護度	従来型個室	多床室
要介護1	21,030円	23,250円
要介護2	22,380円	24,690円
要介護3	24,240円	26,520円
要介護4	25,800円	28,050円
要介護5	27,330円	29,670円

居住費	
従来型個室	多床室
50,040円	11,310円
+	
食費	
41,760円	

※所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります。詳しくは『自己負担割合と負担の軽減』をご覧ください。